

【環境創出に関する行動計画書】 第7期活動（令和4年～6年）

《1》環境創出協定第4条に基づく維持管理目標値及び将来目標値等

注：法令が適用されない項目等に関しては、「－」を記入する。		法令に基づく規制基準 (公害防止条例基準値)	維持管理目標値	将来目標値及び到達目標年	自主検査の頻度
大気汚染 (排出ガス)	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素	――	――	――	――
水質汚濁 (排出水)	pH BOD SS	――	――	――	――
ダイオキシン類（焼却炉）		――	――	――	――
ダイオキシン類（排出水）		――	――	――	――
騒音	騒音の大きさ (dB)				2回/年
	昼 A地点	65以下	55以下	55以下	
	昼 B、C、D地点	65以下	60以下	60以下	
	朝・夕 A地点	60以下	55以下	55以下	
	朝・夕 B、C、D地点	60以下	60以下	60以下	
	夜 A、B、C、D地点	50以下	50以下	50以下	
	A地点は周辺に住居が存在するため目標値を下げて管理する。				
振動	振動の大きさ (dB)				2回/年
	昼 A地点	65以下	55以下	55以下	
	昼 B、C、D地点	65以下	60以下	60以下	
	夜 A地点	60以下	55以下	55以下	
	夜 B、C、D地点	60以下	55以下	55以下	
	A地点は周辺に住居が存在するため目標値を下げて管理する。				
産業廃棄物	プラスチック廃棄物中心	――	削減活動を継続し、令和3年度実績値を基準に、令和4年度末まで維持する。	削減活動を継続し、令和3年度実績値を基準に、令和6年度末まで維持する。	1回/月
中間処理施設	(該当無し)	――	――	――	――
地下水検査	(該当無し)	――	――	――	――

《2》具体的な方策及び予防処置

1. 上記の目標値を達成させるための具体的な方策

- (1) 大気汚染
 - ・特定施設の該当なし。
- (2) 水質汚濁
 - ・特定施設の該当なし。
- (3) 騒音
 - ・日常の設備の点検管理により異常音の発生を防ぐと共に、工場巡視により、騒音発生箇所の発見と対策に努める。
 - ・維持管理目標値を法令の規制値より下げて管理する。
昼 B,C,D地点 65dB 以下 ⇒ 60dB 以下
 - ・設備の更新、新規導入の場合は省エネ・低騒音タイプを考慮する。
 - ・工場内を走行する車両（トラック、フォークリフト）は制限速度を順守し、安全と工場外への騒音に配慮する。
- (4) 振動
 - ・日常の設備の点検管理により異常振動の発生を防ぐ。
 - ・維持管理目標値を法令の規制値より下げて管理する。
昼 B,C,D地点 65dB 以下 ⇒ 60dB 以下
夜 B,C,D地点 60dB 以下 ⇒ 55dB 以下
 - ・構内での大型トラック、大型リフト走行時は低速走行を呼びかける。
- (5) 産業廃棄物
 - ・分別管理及びリデュース、リユース、リサイクルを徹底し削減に努める。

2. 予防処置

- (1) 大気汚染
 - ・汚染につながる設備はない。
- (2) 水質汚濁
 - ・雨水を含む排水に対して分離槽を設置し管理している。
 - ・定期的に水質検査を実施して規制基準値以下であることを確認する事により、安全性を維持している。
- (3) 臭気
 - ・揮発性物質の使用を削減する。

《3》廃棄物の削減と発生抑制対策

- (1) 成形ロスの削減活動を継続する事で、廃棄物の発生量（特にプラスチック類）を抑制する。
- (2) 軽量化、耐久性の向上等により環境影響を低くする製品の開発提供を目指す。
- (3) リサイクル材の活用を一層進める。
- (4) プラスチック類、金属類、ダンボール類等の利材化を一層推進し、削減に努める。

《4》温室効果ガス排出抑制対策

- (1) CO2 排出量の削減
 - 前年度比 1.2%削減を目標に掲げ、活動を進める。
- (2) 緑化の推進
 - 工場内及び工場周辺に植樹してある環境木の剪定管理し、緑地の確保に努める。
- (3) 電気使用量の削減
 - エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、生産重量当たりの電力使用量（原単位）を前年度比 1%削減する事を目標に活動する。
- (4) 発生する余熱の活用
 - 事業活動の内容により直接的に有効に活用できる工程は現在無い。
 - 発生した場合は考慮する。
〔改善事例〕大型成型機にシリンダージャケットを取り付け、排熱を抑制する事で消費電力量の削減に努めている。
- (5) 作業車両及び自動車の対策
 - トラック便の運行を見直し配車効率を向上する事でエネルギー使用の削減に努める。
 - 作業車両・運送車両に対し、制限速度以下での走行、アイドリングストップ等の環境配慮を依頼する。

《5》グリーン購入に関する具体的な内容

- (1) 事務用品等については、環境に配慮した商品を使用する。
- (2) 使用する資材等については、極力有害性のないものとする。
- (3) 調達先の選定については、環境に配慮した企業を優先とする。

《6》その他の環境創出に関する対策

- (1) 環境配慮施設の増設検討
- (2) 公害発生施設の廃棄
- (3) クリーン度、省エネルギー仕様を考慮した照明、生産設備、運搬車両等への切り替えを図る。
- (4) 環境に配慮した製品の開発、提供をする。
 - ・ バイオマス樹脂を使用した商品を上市する。
 - ・ 顧客に省資源化の提案を進める。
 - ・ 新製品の軽量化を考慮する。
 - ・ 金型に材質の刻印を入れて、廃棄時の分別を容易にする。
 - ・ TECCELLの開発、拡販により省エネルギー化に貢献する。
 - ・ TECCELL SAINTの開発、拡販により工場の防音対策に貢献する。
- (5) リサイクル材・再生材を使用した商品を開発、生産、提供し資源の有効利用に努める。
 - ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)への対応。
 - ・ 海洋プラスチックを使用した商品の開発、提供。
- (6) 工場周辺の環境美化活動を推進する。
 - ・ 各務原市の清掃ボランティア活動に参画して活動している。
- (7) 地域及び周辺の小中学校の工場見学を積極的に受入れ、環境学習の一環として協力する。

以上